

告 示

埼玉県告示第五百十二号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

秩父市	令和六年 度地籍簿 一枚落合 第三地区 （大令和 八年六月 二十二日	調査を行 った者の 名称	調査を行 った時期 名称	調査を行 った地区 年月日	調査を行 った成果 の調査を 行った認 証
-----	--	--------------------	--------------------	---------------------	-----------------------------------